

令和6年度第1回岩手県文化財保護審議会議事録（審議）

（会長）

それでは審議に入らせていただきます。先ほど教育長から岩手県指定文化財として諮問された2件でございます。それでは新規指定の2件について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは資料の8ページ、資料2-1をご覧ください。今回新規指定2件の1件目でございます。

—以下、猪川観音長谷寺絵馬群の諮問物件調書を読み上げ—

続きまして、2件目をご説明させていただきます。資料23ページ、資料2-2をご覧くださいと思います。

—以下、二戸金田一・浄法寺の子安信仰資料と助産用具の諮問物件調書を読み上げ—

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

（会長）

ありがとうございました。ただ今事務局から有形文化財1件、有形民俗文化財1件について、都合2件の提案がございました。

審議の進め方でございますが、ご担当いただいた委員から追加の説明をいただきまして、1件ずつ審議したいと存じます。それでは1件目、「猪川観音長谷寺絵馬群」の調査を担当されました委員から追加の説明をお願いいたします。

（担当委員）

事務局が要領よくまとめていただいたのであんまり補足はないんですけど、「上製本」という言葉が悩ましいところです。描かれているモチーフ、それから構図ですね。極めて制作優秀で、細部までゆるがせにしないところ、それから使われている材料ですね、顔料や金、それから板、板は一枚物であったり、二枚矧ぎ、三枚矧ぎがあったとしても雇い柄で目違い防止に配慮している。それから屋根や縁を伴っている。縁の中には漆塗りの縁があったり、隅金具を打ち付けているものがあったり。要はですね、普通に流通するものよりは上等のもの、上質なものということで「上製本」という言い方しか私は知らないものですから、これは洋書とか和書で使う言葉だと思うんですが、こういう言葉を使いますけれども、要は破格に、他に比べて非常に入念で高価な材料を使った優秀な作品であるということで「上製本」という言葉を使っているのご承知置きください。

現物をあとで見ていただければわかりますけれども、まず絵として見所が多い。描かれている対象物、それから構図も破綻がなく、名前がつたわっていない作者ばかりなんですけれども、高い技量うかがわせると。それと、同じ時代の現岩手県域の他の絵や資料と比べても極めて仕上がりが優秀であることが証されるということで、絵画資料としてこのたび皆様にご審議いただきたいと思っていますところなんです。

また、その他の細かい情報については、調査報告書の方に書いておりますが、16面のうち10面に紀年銘があって、天徳の年銘は信用なりませんけれども、それ以外のものについては、18世紀の後半から19世紀の半ばにかけての一群であり、奉納年銘のないものについても、しいて年代を下降させる要素は見つからないということで、同時期の一群の資料として評価したいと考えているところです。

この他、細かいところは12ページにいくつか書いておりますけれども、奉納が大船渡の猪川町というところなんですけれども、盛ですね。大船渡の中心街の一部なんですけど、その近在のおそらく有力

なお家の方々や個人の方々から奉納が相次いだものである。これがその当時の絵画資料として評価されるだけではなく、おそらくこういうところが県指定の意義だと思うんですけども、その土地との関わり、地域との関わり、それから、その奉納された寺院の運営のありかたのようなものもかわせるようなものがあれば、今後の調査研究の材料として、極めて有効であるというふうに考えられますので、岩手県の文化財として指定をして、以後の保存・保全・活用に資するように努めていただければと思っています。概略以上です。

(会長)

ありがとうございました。

本日、実物を大船渡市さんが運んできていただきました。ご覧になった方もいらっしゃるかと思います。

ただ今、担当委員の説明も含めまして、何かご質問、ご意見があれば発言いただきたいと存じます。

(委員)

よろしいですか。

建造物調査をやっていて、やはり絵馬というものが全国に多く見られて興味がありまして、事前にいただいた資料で写真も載っていたので、かなり入念に、このようにチェックをさせていただきました。それで、先ほど担当委員がおっしゃったように、「上製本」という文言が、妥当かどうか。私は違和感を感じるんですよね。例えば11ページの下から2行目で言うならば、「本一群は絵馬制作として優秀なもので」とか、あるいは「上質で丁寧なもので」という表現でやった方がいいのではないかなと思いました。

それから、6の品質構造のところですけども、「縁、屋根があり」とありますけれど、この縁はこの用語も私、違和感を感じたんですね。で、ものを見ると、額縁と表現した方が妥当ではないかと思ったのと、屋根につきましては、笠木とした方がいいのではないかな。笠木、鳥居なんかの一番上に乗せるようなものなんですけど、屋根はちょっとまづいのではないかなと思いました。他の絵馬の構造形式でどうされているのかという点は私は承知しておりませんので、その辺を知りたいと思いました。

それからずいぶん個々の品質形状がすごく丁寧に書いてあって、余計に気になったんですけども、砥粉塗であるとか、ものを見だすとほとんど砥粉摺りをしているのではないかと。素地でやっていたとしたら、はたしてうまく極彩色のところは胡粉下地が入ってるんでしょうけど、その辺が疑問に思ったんですね。砥粉摺りをしているものはだいたいあるなと思いついて、それが本当に表面砥粉摺りをしているかどうかにつきましては、写真で見た限り、背面を見ると、何か砥粉摺りをしているような気がしたんですね。その辺はチェックする必要があるのではないかな。先ほどバーッと半分くらい見たんですけど、右半分はこれですね。これ以外は全部砥粉摺りをしていると思います。これは、具墨かなんか、粉ですっているように見えます。その辺もうちょっとしっかり観察する必要があるのではないかと、僭越ですけども思いました。

それとですね、所見の上から4行目、「近世後半から近代半ばにかけて」というのですが、この近代のですね、近代前半でいいのではないかな、と思いました。近代だとちょっと広すぎて、ものを見ると近代の前半、少なくとも前半以前ではないかな、絵画的な観点から、と思いました。

それからもう一つ、建造物でも一般に洋釘、和釘と言うんですけども、私は丸釘、角釘って言っているんですね。その辺の用語をどうするかという問題もあるのではないかなと思っております。それと

年代ですけれども、案外ここに書かれているよりも遡るものがありそうな、12番の、先ほど天徳4年というのは論外であるというようなご発言がありましたけれども、特記事項のところ、裏面に手斧跡を残す点というんですけれども、この手斧がですね、真っ直ぐな刃なのか、丸まっている刃なのかによっては、もうちょっと時代が遡るといえるか、近世としていますけれども、もう少し限定的にいてもいいのではないかと。その辺を観察したいなと思っておりました。

それとですね、非常に興味があったのが、10番、明治6年制作の絵馬、これははっきりしているらしいんですけども、ここの洋釘が、いわゆる丸釘が、大体国産が始まるのが明治20年から30年なんですよね。そうすると、明治6年ということと照合すると非常に興味深い。水沢に解体されてもう無くなっていますけれども、明治前半のすばらしい近代住宅があったんです。何年も前に調査したのですが、明治一桁年代か10年代に横浜から丸釘を注文して使っているんです。それが書類で残っているんですね。ですから、そうしますと、この明治6年の洋釘はもしかしたら国内産のものではなくて、輸入物ではないかというようなことも考えられるので、非常に興味がありました。

(会長)

ありがとうございました。

いくつかご指摘いただきました。例えば、絵馬の部位の名称ですね。これについては、前の天台寺なども含めた指定物件との整合性を踏まえて、屋根がいいのか笠木がいいのか。その辺で何かありますでしょうか。

(担当委員)

まず、縁としたのなんですけど、枠とか他の言葉を使っていないのが、表面から押さえているだけなんです。後ろに回り込んでいない。だから縁という言い方。縁が合っているかは置いておいて、枠にしなかったのは、立体ではないからということで区別をしました。

屋根の話なんですけど、絵馬では使っている言葉は使っているだけですので、笠木がいいというのであれば笠木に変えてもらって、全然問題はないと思います。そこは逆にどうでしょうか、ご意見承ればと思います。

あと、細かいご指摘をいただきありがとうございます。ぜひ、これ（絵馬）をそのために持ってまいりましたので、お気づきの点など教えていただければと思います。特に表面仕上げの件につきましては、私ではわかりかねるので、ぜひ教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(会長)

あの、個別のものについてはともかく、「上製本」という表現につきましてもご指摘ございましたが、文書関係の皆様いかがでしょうか。

いわゆる胡粉でやって、色紙のようなものをまとめた形とか、上製本のイメージ、廉価版とハードカバーのようなイメージなんですけど、そういう言い方がいいのか。まあ、上製本的なしっかりと作りだということを表現したための用語で、政次委員もかぎ括弧で使ってらっしゃいますので、その辺は慮っていただければと思います。どうでしょうか。

(委員)

私もこれを拝見したときにですね、最初「上製本」って何だろう、って思ったんですね。ただ、普通につくられたもの、それよりもきちんと作られたものであるのだなあという理解の上で個々に臨んだわけなんですけども、使い方としてはあまり使わない方がいいんじゃないかなというふうに思います。

が。どうですか。

(委員)

まあ、一般に「上製本」と言った場合には、他のようなイメージを持ってしまうところは確かにあるかなというところで、先ほどのように、これは言葉を言い替えればいいのかというところで、評価自体には大きく影響するものではないので。

(会長)

どうですか。

(委員)

やっぱりちょっと違和感がありますので、ここは何か言い回しは別にした方がよろしいかと思えます。

(委員)

ちょっと加えます。絵画の、美工の方で言うならば、本という文字を見ると、絹本、紙本なんです。これは板絵なので、本は使わない方がいいのではないのでしょうか。いかがですか。

(会長)

絹本、紙本というのは、本紙の種類ですよ。「上製本」というのは作りを指すわけでありましてから、本紙を指しているわけではない。

(委員)

作りを指すならば、もう少し文言を変えた方が私は違和感なく読めます。担当委員はカギ括弧をしているんですよ。ですからもう一度担当委員のご意見を聞きたい。

(担当委員)

あの、困りました。私、博物館でキャプションを書くときは、この言葉を結構使うんですよ。便利な言葉で、洋書、和書、ハードカバー使う、革製の表紙を使っているとか、金文字を使っているとか、いわゆる「上製本」の仕上がりとか、そういう言葉を使うんですが、何か代替になる言葉があればぜひご教授いただければと思うのですが。いわゆる「上製本」がというふうなのはそこに逃げているんですね。本って言うなら絹本、紙本というだけではなくて、例えば上杉本とか、ひとつのテキストでいくつかある作品の中で、同じものを指す時に使ったりする言葉なので、この場合の本という言葉は私はさほど違和感はないんですが。他の分野の方が違和感があるのであれば、制作優秀、それから品質上等、そのあたりで収めるとか、あとは言葉の問題だと思いますので、それで違和感がなければ、それに書き換えてもらうのが一番いいと思います。

(会長)

よろしいですか。今、担当委員からございましたけれども、品質優良、豪華絢爛とでも言いましょうか、そういった性格の絵馬であるというような形での表現できるような用語に差し替えるということ。

(担当委員)

制作が優秀、かつ品質が優れていると、その素材のですね、そのところを手短に言えればそれだけですむと思います。

(委員)

確認したいのは、本という用語の定義です。ですから、書物なんかも本でやるし、いろいろあると思うんですけども、その辺の用語の定義を確認した上で、上製本が妥当であればそれでいいですし、

そうでなければ用語を考えるとということではいかがでしょうか。

(会長)

先ほどお話しが担当委員からありましたように、例えば洛中洛外図などでも上杉本とか舟木本とかの形での区別をする際に本という言葉を使っている。

(担当委員)

これはテキストという意味なんですよ。テキストという意味で使っている。上杉本とか舟木本とかは。作品とか。

(会長)

テキストという意味ですね。

(担当委員)

はい。ですから、材料というだけではない使い方をします。

(会長)

そうすると、これまでの説明ですと、品質ですよ。質がいいということですから。それを表現するような用語に変える。どういう言葉がいいか、委員の皆さんにもひらめいたのがあれば、ご披露いただきたいのでありますが。

(委員)

代替案があるわけではないのですが、はっきり言って、上製本という言い方は私はしたことがありません。ですから、例えば作行きがいい場合は上手の作とか言うんですけども、全体的に絵として優れているし、材料もいい、それから仕上げもいいというのであれば、平たく、「いわゆる何々として」というふうにしなくて、普通に優秀な作であるというふうにするだけでよろしいのではないかと。

(会長)

11ページ下を、「本一群が品質良好、豪華絢爛みたいなことで制作されたことを示す」とした方がすっきりするのではないかと。

(委員)

平易な言葉にした方が、皆さん違和感が無いのではないかと。

(担当委員)

おっしゃるとおりです。ただ、8ページの諮問調書は行政資料になるわけで、そこに書き直していただければそれで構わないと思います。10ページから先は報告書なので、出してしまっているんです。なので、8ページの諮問物件調書のところを平易に直していただければ結構かと思います。

(会長)

そうすると、この8ページのところの下の方に、本絵馬群は制作優秀であり、という文書がありますので、ここでは、「これら絵馬群が入念に制作された」

(担当委員)

かつ、すばらしい素材を使って、とかですね。上等品とかですか。

(会長)

この部分を事務局と相談していただいて、先ほど委員からありましたように説明する文書に変えるというようなことで変更させていただくということではよろしいでしょうか。

(委員)

もう一つあります。今、諮問物件調書を見て思ったのですが、制作という文字ですね、これが指

定基準の製作と指定理由の制作の文字が違うんですけど、どっちが妥当なのでしょう。8 ページです。

(会長)

8 ページの 1 の 1 ですね。製作優秀と本文の中に出てきます制作優秀、これは、下の指定基準は県条例に基づいた用語ですから、これは勝手に変えるわけにはいかないわけですね。ただ、本史料は絵画としての位置づけでありますから、この制作を用いるのが、まあ普通であります。違っていても特に問題はないかと思うんですが、担当委員、いかがですか。

(担当委員)

下の「衣」の話ですよ。

私は、木彫とか立体物をやっていますので、こっちの製の、衣がつくと、ちゃんと調べたわけではないんですけど、範囲が狭まるのかなあという先入観があって、衣がない方を使っているんです。正しいのはあとで辞書を引いて、条例の方に合うのであれば、それに替えていただいても構わないです。

(委員)

よろしいですか。

この製作と制作の用語の定義、私、昔からこだわっているというか、私もいつも悩むんです。それからいいますと、絵画作品、単なる平面的な作品だったら衣がつかなくていいと思います。そうではなくて、絵馬であれば衣がついた製作になるのではないかと思います。それは、日本国語大辞典であるとかで確認する必要があるのではないかと考えております。

(会長)

今のお話ですが、タブローみたいな見たいな平面的なものについては、衣がつかなくていいという。

(委員)

基本的に文書類、テキスト類、これは衣がつかない。それと製造物、これは衣がつく方で、確か小学館の日本国語大辞典でもそういうような定義をしていたと記憶しております。まあ、調べればいいんじゃないですか。

(委員)

辞書を見れば確かなんですけど、私のイメージとしては、絵画とか彫刻とかオリジナリティというかそれが強いものが衣なしの方で、工芸品のうち大量生産的なニュアンスのものが衣がつくというイメージが強いんですよ。ですから、会長がおっしゃられたように、指定基準はもうこのようになっちゃっているので、これはこれで。それで、上の文章については私は衣なしで構わないではないかなと。というのは、絵馬も絵画的なニュアンスというか、大量生産的なものではなく、1 点ずつ作っているものではないかと思えますし、あと、じゃあ浮世絵、一応大量生産的なものではあるのですが、あれもやっぱり衣なしでやっているんじゃないかと思えますので、そういう意味では美術工芸的には衣なしの方が違和感がないですね。それで、上と下が合わなくてもよろしいのではないかと考えております。

(委員)

今ちょっと思い出したんですけど、創作的なものは衣無し、あの、辞典でもそのように書いてあったと思いました。

(会長)

では、やはりこれは、記載してありますように絵画として指定するものでございます。そういった

意味では、創作的なところを高く評価して、先ほどの上製本ではありませんが、創作品であるということから、衣なしの制作で構わない。しかし、県条例につきましても、衣付きの用語を使っておりますので、そういう風な使い分けをしているのだと。これはある程度文化財とか美術工芸に関わった人間にとりましてはある意味当たり前のことといえば当たり前のことなんですけども、違いがあってもいいという形で、ここはこのままで調書の文章をいかすということでもよろしいでしょうか。

【一同、同意】

ありがとうございました。

委員からはそのほかにもいろいろとご指摘をいただいております。

ぜひですね、実はここに持ってきております絵馬の中に、水野とか鈴木とか、いわゆる近世後期ですね、大船渡、盛を、気仙地方を代表する、むしろ東日本を代表するような豪商達の関わった資料でもあります。歴史的な部分についてはこれからいろいろ分析していただくことになろうかと思っておりますので、それも含めて各委員の方で大船渡と連絡を取っていただいて、資料の価値を高めていくというようなことで御協力いただければと思います。

(委員)

先ほど委員から和釘と洋釘の表現の話もあったかと思うんですけど、そこである程度年代が明治6年の10番で興味深いとおっしゃいましたけど、最近、和釘と洋釘の研究が結構文献を中心に建築の近代のやってる先生がいらっしゃって、いきなり和釘から洋釘に変わるということは、それはなかなか無いので、明治10年代や20年代ぐらいの中で一回、和鉄洋釘、洋鉄和釘っていう、材料は輸入品で和釘というか角釘を作る。それから材料が元々日本の鍛鉄でやっていた角釘のもので、洋釘を作ったりするという過渡期があるので、そういう意味でおそらく明治6年ってわかっているのだけれど、洋釘というか丸釘を使っているというところは、すごくホットな部分でもあるのかなと。このところは委員がご指摘のように貴重なものかな、と。感想になるんですけど。

(委員)

そうですね。線状にするのが明治20年頃からで。

(委員)

一つ質問です。この長谷寺に納められた絵馬群ということなんですけれども、どうしてこんないいっぱいいろいろな画題があるのでしょうか。その辺のご見解を伺いたいと思うのですが。

(担当委員)

画題が、これはいっぱいあるんですね。

年代順に概ね年紀のあるものは年代順にならべていますけれども、たとえばN o 4、これは家門繁栄の寓意でして、それからN o 6はわかりませんが、7番はこれは子孫繁栄、それから8番延命長寿、9番ちょっとわからないですね。神様かもわかりません。左上にあれ(しめ縄)がありますものね。それから11番はこれは 夜討曾我ですからこれは父子孝養というんでしょうかね。いずれ、13番は極楽浄土になります。後生安楽というんでしょうかね。おそらくは個人の寓意、15番の関羽は商売繁盛ですね。16番はさっきと同じですけども、おそらく奉納された人とか家の願意があって、その願意に見合う和漢故事が選ばれたということかと思っておりますので、いろいろあるんだというのがわかります。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

調書について1点確認したいことがあります。この絵馬については私も価値は十分認めていますし、それから、絵馬についても指定していくべきものが県内にはあるので、その一つの例になるといいな、と考えているのですが、調書の中の指定理由のところですね、第三段落のところで「近世から近代にかけて制作された現在の岩手県域の他の絵画資料と比較しても優れたできばえと評価される。とりわけ板絵としては代表的な」ということなんですが、板絵としては代表的だということはいいんですけども、近世から近代にかけて制作された現在の県域のほかの絵画資料と言ってしまうと全部が含まれてしまって、その中で優れた出来映えとなると、これが1番だというふうに読めてしまうかなと。それで、ここで言うほかの絵画資料ってどこまでどこまでを含むものかってなると、やっぱりちょっとこれはほかの、しかも時代が広すぎるんですね。近世から近代ってなっちゃうと、近代はもう、その中で優れた出来映えだ、となってしまうと、ちょっとそこは評価として厳しいんじゃないかなと。ほかにもいろいろあるだろう、という指摘は当然あるだろうと思うんですよ。絵馬として、板絵として代表的だということもいいですし、あるいはほかの近世から近代にかけて制作されたものの秀逸なものの中で、これは見劣りしないということであれば、評価としては妥当かなと思うんですけど、ちょっとこここのところを確認したいと思います。

(担当委員)

これが一番だということではなく、書き方の問題だと思います。まず対象としたのが、県指定、それから自治体の指定品のうちで公共施設にあるような近世から近代にかけての絵画を対象としています。要は、紙本、絹本の絵画ではよく知られるものなんですけど、それらに比べると絵の仕上がりとしては遜色ないという風なことを言いたいわけです。ですので、言い過ぎだとすれば書き直す必要がありますし、これを最上に行っているということでは決してございません。

(会長)

遜色ないというレベルで。

(委員)

そういうことであれば問題ないかと思います。

(委員)

私もいま指摘されたところチェックしているんですけど、そして、私は12ページの上から6行目、「それ以外の指定はなく類例も乏しい」というところは「絵馬としての類例は乏しい」とするべきではないかと私はチェックしてあります。

(担当委員)

これは板絵ですね。絵馬というのは、まだ仕上げられていないんです。

(委員)

板絵だったら、先ほどご指摘あったように、建造物でも板絵がありますので注意するべきではないでしょうか。

(担当委員)

今、指定された板絵を対象としたのでこういう書き方になります。で、指定された板絵というのが、今のところ1件のみということですから、おそらく建造物に付属する板絵もきっとあるのかと思うんですけど、そこまでは探さきれていないです。美術工芸品の絵画で指定された板絵は、岩手県内では先例が1件ということなんです。

(委員)

類例としてはどうなんですか。ほかにはあるんですか。ないんですか。非常に抽象的な言葉とか、文言なっていると思ったんですけど。

(担当委員)

そうですね。ここ読んでいただくと、岩手県指定有形文化財に指定されているのは板絵の仏像1面だけである。で、それ以外の指定はないということで類例が乏しいというのは、美術工芸の絵画として指定されるものとして候補としてあがっているものも、リストを見る限りはあがってないなあというところも含めてなんです。まあ、抽象的ということであれば、諮問調書の書き直しをしてもらう必要があると思いますけれども。

(会長)

よろしいですか。板絵として、この伊手の聖観音様は線描画みたいな形なんですけれども、それ以外には、県の指定文化財になっている板絵はないと、今の時点で。

また、今のところ板絵としてリストに上がったり、候補になるような物件も極めて少ないというようなことで、特に抽象的だという気はいたしませんので、事実を述べているということになるかどうかと思います。

あとはございますでしょうか。

それでは、ただいまご審議いただきました「猪川観音長谷寺絵馬群」につきまして、諮問案件について県指定有形文化財に指定することにご異議はございませんか。

(一同)

異議なし。

(会長)

それでは異議なしということで決しさせていただきたいと思います。

それでは2つめ、「二戸金田一・浄法寺の子安信仰資料と助産用具」について、調査を担当いたしました委員から説明をお願いします。

(担当委員)

よろしくお願いします。この資料は全部で118点で、子安さまが20点、それに助産用具が98点なんですけれども、助産用具の方はもともと二戸市の有形民俗文化財として指定されたもので、リストを作ってもらっていたものになります。ただしその中で少し調整させていただいて数を減らしたりしております。それでこの総数となっております。

追加の説明としましては、まず、子安さま20点の内の13点が現在子安講ということで現在も習俗が行われているような資料になります。岩手県内では子安講自体が今あまりありません。隣の八幡平市の安代町には2009年の時点でオボコビラキが年中行事として記述がありますが、今は聞いてみるとわからないとおっしゃいます。一戸町の文化財課の方にも聞きましたけれど、講としてはあまり聞かないということで、あるかもしれないけれどそのくらい表立っていない。実は青森県の南部地方には子安講がたくさんあって、長谷川方子さんが報告書を出されていますが、現在、講として存在しているところは少ないと、2002年の報告書でおっしゃっておりますので、現在このように講があちらこちらでやっているということ自体がまず珍しい。それに基づいた子安さまという神様です。これが大切にされているという点と、それに関わる助産用具がこれだけしっかり残っているところが素晴らしいと思っておりました。

子安講の日程については表のとおり16日から22日24日色々ありまして、習俗的に16日はオシラサマですし、22日になると如意輪観音様で安産の神様というのがありますけれどもそれではないのではないかと、二十日正月とかお地蔵様の縁日が24日、それよりも二十三夜様、23日の夜に男の人たちが集まってお月さまを見て占いをするような習俗、これに対して女の人たちも23日とか22日に集まっていたというようなことに関係するのかな、という感じです。これについてははっきりしたことはわからないんですけれども。

そのような女の人たちの集まりの中で昔はドツピキといって賭博をやっていたり、本当に楽しみのお機会であったといえます。

実は子安さまの講は家にあったのを押んでいて、それが集落の人たちが回すようになって、今は集会所でやっているという流れなのかなあという感じなんですけれども、その更に昔は子安さまをコナサセバサマが背負って門付けのように家を回っていたというような話があって、そのような時代からどんどん変わっていても女の人たちの講として守ってもらっているのだと思います。

あと、二戸市さんの書かれた用具の説明のところでは割と間引きに関係するのではないかという記載が色々あったんですけれども、それはあったら資料として面白いなというところではあるんですが、それはクスノキの木片についてのところだったんですけれども、色々な資料を読むとクスノキは桂皮ですから漢方薬になりますし、クスノキを削って安産のために飲ませたという記載もあったり、胞衣を落とすために突いたという記述もあったりして、必ずしも間引きには直結しないのではないかと思って、二戸市さんの資料には間引きという言葉はあったんですけれども今回は削っています。ただ死産とかそういうことには確実に関係していたと思いますので、死を司ったり呪術的なことを司っていたということは間違いのないと思っております。あと珍しいのがスゴロという臍の緒を切る道具が実際に残っているという点で、前の文化庁の天野先生が喜んで書いてらっしゃるくらい珍しい資料で、現行では出てこないらしいです。スゴロという芦を使うこと自体も東日本にしかなくて、西の方では竹ベラを使った方が多かったらしいです。それが金物に変わっていくんですけれども、そのようなものが伝承でも聞けて実際にモノがあるという点でも貴重だと思います。補足としては以上です。

(会長)

ありがとうございます。

担当委員から補足の説明をいただきました。子安信仰と助産用具につきまして、何かご質問などがあれば。先ほど、子安信仰以外の助産用具は二戸市の指定文化財になっていて、それをいくつかカットして98点にしたと。何をカットしたんですか？

(担当委員)

二戸市さんは、木魚をくるんでいた新聞紙を一点とか、これをくるんでいた和紙を一点とかしてくださっていたので、そういうのを削除しました。そういう物理的なものだけです。

(会長)

この98点は一括資料として特に問題はない資料であるということで、付けたりも減ったりもしていないということですね。ありがとうございます。他に何かございますか。

(委員)

内容については全く疑問を持っていないんですが、これは事務局の方に聞いたかったんですが、二戸市さんがお持ちのものは理解していますが、個人なんですけれども、通常文化財、特に国においては

一物件一所有者という形で指定になるかと思います。今回個人が十数名いらっしゃいますけれども、これをまとめて一括で指定ということが可能なかどうか。そして個人にその保存・保護義務が生まれると。保管義務ですね。これは県として一括指定の中の個人の中できちんと管理していけるということを担保できるのかということをお聞きしておきたいと思います。

(事務局)

管理の件につきましては、岩手県の文化財保護条例の6条にはいわゆる管理責任者についての項目、それから第8条に管理団体についての項目がございます。個人それぞれで管理が難しいような場合には県の方でもってそういった一括をして窓口のような形で一体的な確実な保護ができるような措置というものを講じていくということになっておりますので、そういった形で保護の方向性を進めてまいりたいと考えているところでございます。

(委員)

指定自体は可能ということですね？

(事務局)

可能と思っております。

(熊谷)

きちっと記載すべきだということですか？

(委員)

一物件一所有者という国の基準があるわけですが、岩手県はそうではなくこれまでもあるということとお伺いしていたのですが。

(会長)

個人資料はあるけれどもそれは情報として氏名住所が公開されているわけですね。違うのかな

(委員)

管理団体作るんじゃないですか。複数あったら。ここで所有者(保持者・団体)とありますけれども、この団体っていったい何なんでしょうか。

(会長)

これは芸能などが団体になりますね。

(委員)

物件名として「二戸市金田一・浄法寺の子安信仰資料と助産用具」というその名称において、所有者が複数いて大丈夫でしょうかということですか。

(委員)

ちなみにいうと、岩手県管轄地誌を私が一括で出したときに、もりおか歴史文化館と県の図書館が持っていたので分けましょうということで分けてきましたよね。ここでは所有者が二つあるので、それをどうしましょうかということだと思います。

(会長)

個人について、指定物件に対して複数の所有者がいるということについては特に問題はないの？

(委員)

個人所有者というのは十数人いるんですね。

(委員)

個人が13人。それは全部許可はとれているんですね、後は事務局がどう考えているのかというこ

と。

(会長)

そうですね。やっぱり審議会の審議事項ではなくて、行政としての事務局の情報公開も含めて、あるいは管理というのも含めてどのような形で調書に記載するかというのは行政的な判断でお願いしたいと思うのですが、事務局はそれでよろしいですか？

(事務局)

検討をしたうえでということにはなろうかと思えますけれども、本来一括で指定したかったものですので、それに沿うような形で手続きを進められればと思っております。

(会長)

例えば天然記念物なんかで土地の所有者が複数いるというような場合にどのような表現をしてきたかというの踏まえて、行政的な形で整理をしていただくと。有形文化財については一物件一所有者だという原則はあるんですが。

(委員)

これってあれですよ、13件の御宅と市に分かれていますけれども、面的な広がりがあるってことを一番大事にしたいということ、そういう理解でいいんですよ。だからそこを後で行政的な手続き論でどう処理していくかという話なので、審議の対象としてはどうかと。今ここで審議するというよりは、そこさえできれば問題ないということですよ。

(会長)

そうですね。中身の話ではなくて管理の話だという。

(委員)

専門外だからかとも思うんですが、子安信仰という言葉は一般的なのですか。

(担当委員)

はい。民俗学的にはあります。

(委員)

趣旨を出したいのであれば、「子安さま信仰」でもいいのではないかと。もっと言うと、産育信仰でもいいのではないかと。ただ子安というのがあるのですか？

(担当委員)

子安地藏、子安観音、子安信仰という日本中にあるものの言い方です。

(委員)

子安信仰は一般的な用語であると。了解しました。

(委員)

一点、価値は十分承知しました。ただ調書のところの一番最初で、子育て安産祈願とあるんですけども、子育ての祈願ってのは、子授けて他の報告書ではみんな書いてると思うんですね。子育てを祈願するってことはなくて、子どもの健やかな成長を祈願するというならわかるんですけども、子育てというのは子授けでしょうか。

(担当委員)

報告書の方では子授け安産となっております、すいません。

(会長)

それでは、物件調書冒頭に出てきました「子育て」を「子授け」に訂正していただくということで。

(委員)

質問なんですけども、金田一地区には弘化四年云々の講の旗なんですけども、これには写真がないんですけれども子安信仰における講の旗なんですか？それは文字として書かれている。

(担当委員)

金田一地区の長寿会の方が調査した時に写真も撮って報告書に出しているんですけども、「奉納」と書かれて子安さまに収められております。弘化四年のものだけではなく何枚も旗も納められておりまして、確実に子安信仰のものだと思います。

(委員)

よく私なんか文章を指摘されるのは、複数ある時は「など」とか入れるべきであるとチェックが入るんですけども、これだと一つだけのように思えるのでそのあたりがちょっと気になりました。それから行李なんですけれども、これは竹製のものだけなんですか。

(担当委員)

後ろにある竹行李です。

(委員)

ものはですけども、これは一般的に竹行李であると読めるんですが、そう考えてよろしいですか？

(担当委員)

はい、そうです。四点ありまして、すべて竹行李です。

(委員)

はい、わかりました。

(会長)

後は何かございますでしょうか。

あの、いわゆる本当に失われていく直前にきちんと調査がなされて、記録が取られて、ここに至ったという貴重な資料だと思います。まさに現代に至るまでの歴史の中でうずもれている女性史、とりわけ産育の資料として非常に貴重な資料だと思います。そういった点で少し気になるのが、各地で講が失われて、安代町では2002年ころまでは記録があるけれどもというようなことがございました。いわゆる無形の部分、行事も含めて、それについてのお考えがあれば担当委員の方から説明していただけますか。

(担当委員)

この資料につきまして、調査をされていたのが金田一地区はもともと老人クラブが調査をされて、その後に二戸市歴史民俗資料館さん、それには博物館の川向さんが付き添って調査されていますし、天野先生がされていたということもありまして、浄法寺歴史民俗資料館の方でも調査していただいて、そういうことがあって報告書が出ていた上での今回の調査となりました。

講については、心配もあったのでその旨を聞いたところ、今やっている講については、割とそんなにすぐなくなるという心配はないと言ってくれました。それを習俗も含めて今回皆さんに知っていただいてさらに大切にしていっていただきたいと思いますと考えておりました。

子安さまも実は承諾を頂けなかったお家ですとか残念なことに報告書にはあったものの破棄されてしまったものもありましたので、今回あるものを指定することによって習俗全体をみなさんに注目していただきたいと思っていますところでした。

(委員)

個人所有物であるものということなんですけれども、もしかしたらまだ持っていますという人が出てきた場合には追加で指定みたいな形になるのでしょうか。

(担当委員)

そういうことがあってほしいなということでもあります。狼煙を上げてどんどん皆さん是非、ということ考えておりますし、行政手続き的な問題はお願いしたいと思っております。

(会長)

近いうちに追加資料が出てくることを期待したいと思います。

それでは、時刻も押しておりますので評決に入らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、2件目、二戸金田一・浄法寺の子安信仰資料と助産用具、これを県指定の有形民俗文化財に指定することについて御異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(会長)

ありがとうございました。異議なしということで決させていただきます。

それでは、本日諮問のありました新規指定案件2件につきまして、提案のとおり岩手県指定文化財として指定をする旨、答申することにさせていただきますと存じます。ありがとうございました。